



## 社労士のつぶやき 67 90年前の「働き方改革」

私は自称「歴史好き」です。小学生のころから歴史の本（とにかく何の歴史でも）が大好きで、今も関心を持った物事に対しては「歴史」から調べることにしています。今、関心を持っているのは「労働基準法」です。労基法は戦前「工場法」という名称でしたが、戦後に体系化されて現在の形になりました。1911年に制定され、施行は1916年でした。「労働時間を規制されたら欧米列強に負けてしまう！」という資本家の主張でなかなか制定できず、制定されても5年実行が先延ばしにされたのです。1日10時間どころか14時間労働、女性や子どももの深夜業は当たり前で、しかも寄宿舎住まいで女子労働者らは「逃げ場の無い」状態に追い込まれ、体調を壊しても怖い女舎監がバケツで水をかけてたたき起こして無理やり工場に送り込み、瀕死の状態になった女性は女舎監を道連れに死んでいった、というエピソードも事欠かない世の中でした。まさに「女工哀史」です。

もちろん労働運動も盛んで、賃上げを求めて彼女たちは集会、デモ、工場内でのろう城などを頻繁に起こしていました。そうして徐々に労働条件も良くなっていくのですが、決定的だったのは1919年に国際労働機構(ILO)が設立され、1日8時間労働や女性の深夜業禁止などの条約が定められたことが大きく影響しました。1923年の関東大震災とその後の不況によって先延ばしされましたが、1928年には健康保険が会社で義務付けられたのです。これは仕事で病気やケガをしても、健保を使って気軽に病院に通えるという制度で、プロイセン(ドイツ)では50年以上前にこの制度が作られていました。そして1929年、今から90年前に実施されたのが「昭和4年の働き方改革」、つまり女性と子どもの深夜業禁止です。ILOから10年でようやく日本は追いつきました。

しかし、みなさんご承知の通り、これで負担が増えるのは会社です。健康保険の保険料を半額が負担しなければなりませんし、深夜業が禁止され昼間に操業しなければならないため工場を拡張し、機械を導入したりと大変な出費が重なりました。なのに世界大恐慌が始まり、作っても売れなくなった。こうして1930年代初頭は労働者の大量解雇が実行されたのです。

さて、今年がオリンピック。オリンピック後の景気はどうなる？21世紀の「働き方改革」で残業が規制され、消費税が上がった状態でもし「景気後退」となれば、今の人手不足は180度変わって大量解雇がやってくる？いや大丈夫、何てたって少子化時代だもの。両方の意見があります。もう一度歴史から学んでみようかな。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

## 燃料カードの価格表【2020年2月分】

### AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	137円
ハイオク	147円
軽油	119円

【価格は税抜】

### ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	140.5円
ハイオク	150.5円
軽油	118.5円

【価格は税抜】

### 全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	131.8~133.8円	131.8~133.8円	126.5~128.5円
ハイオク	141.6~143.6円	141.6~143.6円	136.5~138.5円
軽油	114.6~116.6円	114.6~116.6円	103.4~105.4円

【価格は税抜】